

令和5年1月27日

株式会社ボネックスに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、本日、株式会社ボネックス（以下「ボネックス」といいます。）に対し、同社が供給する投てき消火用具に係る表示について、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令（別添参考）を発出しました。

1 違反行為者の概要

名 称 株式会社ボネックス（法人番号 8010001096657）
所 在 地 埼玉県新座市畠中一丁目18番2号
代 表 者 代表取締役 荏谷 公司
設立年月 平成11年9月
資 本 金 9119万円（令和5年1月現在）

2 課徴金納付命令の概要

(1) 課徴金対象行為（違反行為）に係る商品

- ア 「投げ消すサット119 e c o プラス」と称する商品（以下「本件商品①」という。）
イ 「火消ッッシュ」と称する商品（以下「本件商品②」という。）
ウ 「火消し119」と称する商品（以下「本件商品③」という。）
エ 「投てき消火剤」と称する商品（以下「本件商品④」という。）

(2) 課徴金対象行為

- ア 表示媒体
商品パッケージ
イ 課徴金対象行為をした期間
別表1 「課徴金対象行為をした期間」欄記載の各期間
ウ 表示内容（別紙1ないし別紙5）

例えば、本件商品①について、令和元年12月2日から令和4年5月24日までの間、「投げるだけで“サッと”初期消火」等と表示するなど、

別表2 「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に本件商品①1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果等の同表「効果」欄記載のとおりの効果が得られるかのように示す

表示をしていた。

二 実際

前記ウの表示について、消費者庁は、それぞれ、景品表示法第8条第3項の規定に基づき、ボネックスに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出された。しかし、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

(3) 課徴金対象期間

別表1 「課徴金対象期間」欄記載の各期間

(4) 景品表示法第8条第1項ただし書に該当しない理由

ボネックスは、本件商品①ないし本件商品④について、それぞれ、表示の裏付けとなる根拠資料を十分に確認することなく、前記(2)の課徴金対象行為をしていた。

(5) 命令の概要（課徴金の額）

ボネックスは、令和5年8月28日までに、2224万円を支払わなければならない。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電話 03(3507)9239

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

別表 1

対象商品	課徴金対象行為をした期間	課徴金対象期間	課徴金額
本件商品①	令和元年11月1日から令和4年5月24日までの間	令和元年11月1日から令和4年6月17日までの間	640万円
本件商品②	令和元年11月1日から令和4年5月24日までの間	令和元年11月1日から令和4年6月17日までの間	569万円
本件商品③	令和元年11月1日から令和4年5月24日までの間	令和元年11月1日から令和4年5月24日までの間	829万円
本件商品④	令和元年11月1日から令和4年5月24日までの間	令和元年11月1日から令和4年6月17日までの間	186万円

別表2

対象商品	表示期間	表示内容	効果
本件商品①	令和元年12月2日から令和4年5月24日までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・「投げるだけで“サッと”初期消火」 ・別紙1の枠囲み(1)のイラスト ・「お年寄りやお子様でも簡単に使える！！」 ・「消火能力は水の約10倍」 ・「発見→投げる→消火」との記載と共に、別紙1の枠囲み(2)の画像 ・「初期消火」及び「天井に炎が届くまでの火災に有効」との記載と共に、別紙1の枠囲み(3)のイラスト <p style="text-align: right;">(別紙1)</p>	一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に本件商品①1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果
	令和元年11月1日から令和4年5月24日までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・「消火器を使う事が難しい方でも簡単に使える！！」 ・「消火能力は水の約10倍」 ・別紙2の枠囲み(1)のイラスト ・「発見→投げる→消火」との記載と共に、別紙2の枠囲み(2)の画像 ・「初期消火」及び「天井に炎が届くまでの火災に有効」との記載と共に、別紙2の枠囲み(3)のイラスト <p style="text-align: right;">(別紙2)</p>	一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に本件商品①1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果
本件商品②	令和元年11月1日から令和4年5月24日までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・「消火器を使う事が難しい方でも簡単に使える！！」 ・「消火能力は水の約10倍」 ・別紙3の枠囲み(1)のイラスト ・「投げる」及び「消火」との記載と共に、別紙3の枠囲み(2)の画像 ・「初期消火」及び「天井に炎が届くまでの火災に有効」との記載と共に、別紙3の枠囲み(3)のイラスト <p style="text-align: right;">(別紙3)</p>	一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に本件商品②1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果
本件商品③	令和元年11月1日から令和4年5月24日までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・「消火器を使う事が難しい方でも簡単に使える！！」 ・「高年齢者も」、「お身体の不自由な方も」及び「お子様も」との記載と共に、別紙4の枠囲み(1)のイラスト ・別紙4の枠囲み(2)のイラスト ・「消火能力は水の約10倍」 	一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に本件商品③1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果

対象商品	表示期間	表示内容	効果
		<ul style="list-style-type: none"> 「発見→投げる→消火」との記載と共に、別紙4の枠囲み(3)の画像 「初期消火」及び「天井に炎が届くまでの火災に有効」との記載と共に、別紙4の枠囲み(4)のイラスト (別紙4) 	
本件商品④	令和元年11月1日から令和4年5月24日までの間	<ul style="list-style-type: none"> 「消火器を使う事が難しい方でも簡単に使える！！」との記載と共に、別紙5の枠囲み(1)のイラスト 別紙5の枠囲み(2)のイラスト 「発見→投げる→消火」との記載と共に、別紙5の枠囲み(3)の画像 「初期消火」及び「天井に炎が届くまでの火災に有効」との記載と共に、別紙5の枠囲み(4)のイラスト (別紙5) 	一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に本件商品④1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果